
參考資料

1. みどりの基本計画改定の経緯

年 月	内 容
令和元年度	宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査を実施
令和2年 7月	みどりの基本計画の作成に着手
8月	8月5日～9月にかけて、自治会アンケート調査を実施
9月	第1回改定幹事会を開催
10月	10月2日～10月20日にかけて、みどりに関する専門家や指定管理者を対象にヒアリングを実施
10月	第1回改定委員会を開催
11月	第2回改定幹事会を開催
12月	第2回改定委員会を開催
令和3年 1月	第3回改定幹事会を開催
2月	第3回改定委員会を開催
8月	第4回改定幹事会を開催
8～9月	第4回改定委員会を開催（書面による意見聴取）
10月	10月11日～11月10日にかけて、パブリックコメントを実施
10月	宜野湾市都市計画審議会に諮問
12月	第5回改定委員会を開催
令和4年 2月	「みどりの基本計画案」について宜野湾市都市計画審議会から答申
3月	「みどりの基本計画」を策定

2. 用語の解説

(1) 用語集



あ行

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

SDGs (エス・ディ・ジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(17の目標と169のターゲット)。

みどりの基本計画に生物多様性への配慮を盛り込むことは、17のゴールのうち「⑯陸の豊かさ」をはじめ、「⑩都市」や「⑬気候変動」「⑭海の豊かさ」など多くの個別目標の達成に寄与している。

エリアマネジメント

一定の地域(エリア)における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

公園・広場・空き地など、建物によって覆われていない土地を意味する。

屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽することで、ヒートアイランド現象(建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のた

めに、都市部が郊外部と比べて気温が高くなる現象)の緩和や、夏季の室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。



か行

街区公園

都市公園の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。

河川法

日本の国土保全や公共利害に関係のある水系を一級水系・二級水系・準用河川に区分し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律。日本の河川は、準用河川(市町村が指定・管理する河川で、二級水系の規定を準用するもの)及び普通河川(市町村が条例などに基づき管理する、河川法の適用を受けない河川)を除き、一級水系に含まれる河川は一級河川、二級水系に含まれる河川は二級河川と称される。

環境学習

人間を取り巻く自然及び人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画などが人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解するための学習。

基幹公園

市民の日常生活に密着した最も基本的な公園で、近隣住区を配置単位として設ける住区基幹公園と、都市を単位として設ける都市基幹公園からなる。主としてコミュニティ形成

の場、スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災などの災害時の避難地などとして、多様な機能を持っている。

住区基幹公園 …… 街区公園、近隣公園、地区公園

都市基幹公園 …… 総合公園、運動公園

気候変動適応

気候変動の影響は気温の上昇、農作物の品質低下、大雨や暴風による災害、熱中症など様々な形で既に現れており、今後も影響は大きくなる見込みである。現在から将来の気候の変化とそれが及ぼす影響を知り、悪い影響をできるだけ抑えるため、科学的な情報をもとに、計画的に変化に備えていくことを、気候変動への適応という。

我が国においては、2018年に気候変動適応法が施行され、適応策を推進している。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積2haを標準として配置する。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。

景観重要樹木

景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するもの。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

広域公園

市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等の広域的な範囲に1箇所当たり面積50ha以上を標準とする。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。



さ行

在来種

もともとその地域に生息していた動植物。古い時代に帰化し、地域の生態系と調和している種を含めて在来種とすることがある。

市民緑地

都市部における緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

斜面緑地

斜面地であるために樹林地として残っているような場所。段丘など地形の特色を顕著にし、その地域の景観の重要な要素になることが多い。周囲が市街地で開発されているため、

地域に残された貴重な自然環境となる。また、災害防止上も重要になりやすい場所である。

親水・親水性

水に親しむことや、水に親しめる環境。直接水に触れるだけでなく、心理的・視覚的に水辺を楽しめる状態も含む。

森林法

森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の生産量の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資する目的で定められた法律。

本法は、地域森林計画の対象となっている民有林における1 ha を超える開発行為の許可制、保安林及び保安施設の地区の指定、また、それら区域内での立木の伐採、土地の形質の変更などの開発行為についての許可制などについて定めている。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

生産緑地

都市計画では市街地と農地は分けることが基本だが、市街地内にあっても農地として維持することがふさわしいと認められた指定農地。

生態系

多様な生物と、その生息と生育の基盤となる大気、水、土などの自然的要素、それらの間の物質やエネルギーのやり取りを合わせたもの。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。



た行

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積4haを標準として配置する。

デジタルサイネージ

表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。

都市公園

「都市公園法」に定義されているもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地を都市公園という。その他、国が設置する都市公園もある。

土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域。

土地地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が進んでいる地区や今後進むと予想され

る地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うもの。



は行

Park-PFI

公募設置管理制度のこと。(内容は、公募設置管理制度の用語解説に記載)

PFI

Private Finance Initiative の略称。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的な公共サービスの提供を図るという考え方。

ヒートアイランド現象

建物の密集や冷暖房の普及、道路の舗装による輻射熱の増大など都市化によるさまざまな要因のために、都市部が郊外部と比べて気温が高くなる現象。

健康被害や生態系への影響、災害リスク増大などが問題となっている。

ビオトープ

地域の野生の生きものが暮らす場所。

野生の生きものが生活する場所「ビオトープ」には、実にさまざまなタイプがある。

人工的に造った池などといった特別なものを指すのではなく、身近にある森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟など、その地域にもともといる野生の生きものたちがくらしたり利用したりする、ある程度まとまった場所がビオトープである。

風致地区

都市計画の地域地区の一つ。都市計画法に基づき、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図る

ことを目的とする制度。

風致地区内においては、条例で定めるところにより建築物などの設置や宅地造成など土地形質の変更、木竹、土、石等の採取などにも許可行為が必要で制限がある。

壁面緑化

ツタ類などで建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出すること。



ま行

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。



や行

有効幅員

実際に通過できる幅。道路整備において必要な有効幅員は、一般的な歩道では幅 2.0m 以上、歩行者が多い場合は 3.5m 以上とされる。



ら行

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法第 45 条に基づくもの(全員協定)と第 54 条に基づくもの(一人協定)がある。

(2) 制度別のみどりのまちづくり施策

ここでは直接的のみどりの整備や緑化推進に関わる制度をまとめる。

①都市公園

概要	都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。		
種別	類 種	種 別	内 容
	住 区 基 幹 公 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
		レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
	緩 衝 緑 地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
		緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
		都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
		緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

(資料：国土交通省HPより抜粋加工)

②緑地保全地域

趣旨等	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全する制度。【都市計画区域・準都市計画区域内】
指定 要検等	指定条件 （次のいずれかに該当する相当規模の土地） <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街化の防止または公害もしくは災害の防止のために適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するために適正に保全する必要があるもの

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

③特別緑地保全地区

趣旨等	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。税金の優遇制度がある。これにより豊かな緑を将来継承することができる。【都市計画区域内】
指定 要検等	指定要件 （次のいずれかに該当する相当規模の土地） <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承もしくは風俗習慣と結びついて伝統的、文化的意義を有するもの ・次のいずれかに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> * 風致又は景観が優れているもの * 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

④地区計画制度の区域内における緑地の保全

趣旨等	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。
指定 要検等	条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域 : 地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

⑤緑化地域

趣旨等	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。【用途地域内】
指定 要検等	指定要件 ：用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。
法改正	緑化率の最低限度の基準について、建ぺい率に関わらず 25%まで設定可能とする。

（都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より）

（緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より）

⑥緑化重点地区

制度概要	<p>都市緑地法第4条第2項第8号に規定される。</p> <p>「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」</p> <p>具体的には、例えば、以下のような場所が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前等のシンボルとなる地区 ・緑が少ない住宅地 ・風致地区等の都市の風致の維持が特に重要な地区 ・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区 ・緑化の推進に関する住民意識が高い地区 ・エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区 等
------	--

(緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より)

⑦保全配慮地区

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」 <p>【具体的には】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましい。 ・なお、保全配慮地区は緑地保全地域及び特別緑地保全地区等以外の区域に定めるものであるが、将来の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定を妨げるものではない。
------	---

(都市緑地法運用指針 平成30年4月1日改定 国土交通省 HP より)

⑧景観計画

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づき景観行政団体が定める計画であり、景観まちづくりを進めていく基本的な計画。 ・良好な景観づくりを推進するために、建築物や工作物等のデザインや色彩など景観に関するルールづくり及び規制誘導を実施。 ・詳細は「宜野湾市景観計画」参照。 ・宜野湾市は、平成25年5月15日より景観行政団体。
------	---

(宜野湾市 HP より)

⑨地区計画等の区域内における緑化率規制

趣旨等	<p>地区レベルの良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、条例を定めることにより、地区計画等で定められた緑化率を、緑化地域と同様に建築物の緑化率規制とするもの。</p>
指定要検等	<p>条例を定めることにより、緑化率の最低限度を定めることができる区域：</p> <p>地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、建築物の緑化率の最低限度が定められる区域。</p>

(都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より)

⑩緑化施設整備計画認定

趣旨等	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定する制度 【緑化地域内、緑化重点地区内】
指定 要検等	認定の対象となる地区 ・「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」 認定基準 1. 緑化施設を整備する建築物の敷地面積：緑化重点地区内は 500 m ² 以上、緑化地域内、及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内は 300 m ² 以上。（敷地面積の規模は省令 20） 2. 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、20%以上。等

(都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より)

⑪緑地協定

趣旨等	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。 地域の方々の協力で、まちを良好な環境にすることができる。 【都市計画区域内】
指定 要検等	認可基準 ・申請手続きが法令に違反しないこと ・土地の利用を不当に制限するものでないこと ・協定の内容が省令で定める基準に適合していること ・緑地協定区域隣接地を定める場合は、その区域の境界が明確に定めていること、その他省令の基準に適合するものであること。

(都市緑地法活用の手引き 社団法人日本公園緑地協会 より)

⑫風致地区制度

目的	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。
概要	1) 指定主体等 風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。

	<p>2) 行為規制の内容</p> <p>風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） b. 建築物等の色彩の変更 c. 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） d. 水面の埋立て又は干拓 e. 木竹の伐採 f. 土石の類の採取 g. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
--	--

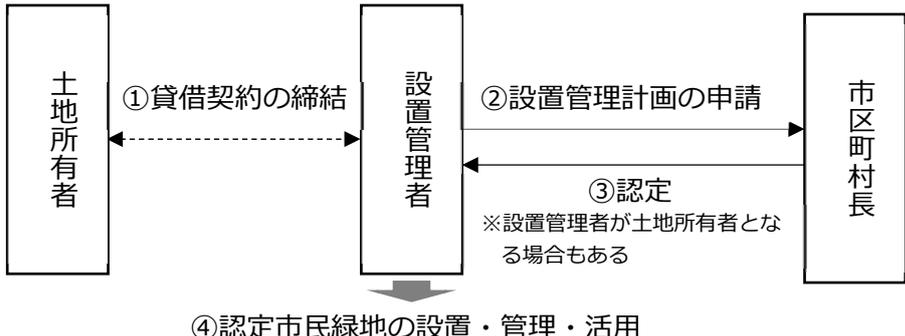
(国土交通省 HP より)

⑬市民緑地契約制度

概要	主として土地等の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又はみどり法人（以下「地方公共団体等」という。）が当該土地等の所有者と市民緑地契約を締結し、市民緑地を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地等を市民緑地として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度である。			
項目	種別	制度等の根拠	概要	メリット
市民緑地の設置及び管理	契約締結	都市緑地法第 55 条	みどり法人は、地方公共団体と同様に、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置し、管理することができる。	公的な位置付けを持って業務が可能
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の相続税等の特例	税制	国税庁HP 質疑応答事例	市民緑地の用地としてみどり法人等に貸し付けられている土地が一定の条件を満たす場合、相続税等に係る土地の評価減（2割）。	土地所有者に対する税制特例
市民緑地等整備事業	補助	社会資本整備総合交付金整備要綱	みどり法人等が市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備への支援制度 <交付対象> 地方公共団体（※間接補助） <対象事業> ①園路又は広場、 ②修景施設、③休養施設、 ④便益施設、⑤管理施設、 ⑥災害応急対策施設	みどり法人への財政支援

(緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より)

⑭市民緑地設置管理計画の認定制度

概要	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。
対象要件	○対象区域：緑化地域又は緑化重点地区内 ○設置管理主体：民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）
認定基準	○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足 ○面積：300㎡以上 ○緑化率：20%以上 ○設置管理期間：5年以上 等
支援措置	<p>【税制】</p> <p>みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減 [3年間 原則 1 / 3 軽減（1/2～1/6 で条例で規定）] ※令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置</p> <p>【予算】</p> <p>みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（1 / 3 負担）【社交金：市民緑地等整備事業の拡充】</p>
制度のフロー	
関係法令	(都市緑地法第 60 条第 1 項) (都市緑地法第 61 条第 1 項) (都市緑地法第 69 条第 1 項)

(緑地法改正のポイント 国土交通省 HP より)

(市民緑地認定制度活用の手引き 国土交通省 都市局公園緑地・景観課より)

3. 緑被、公園・緑地現況

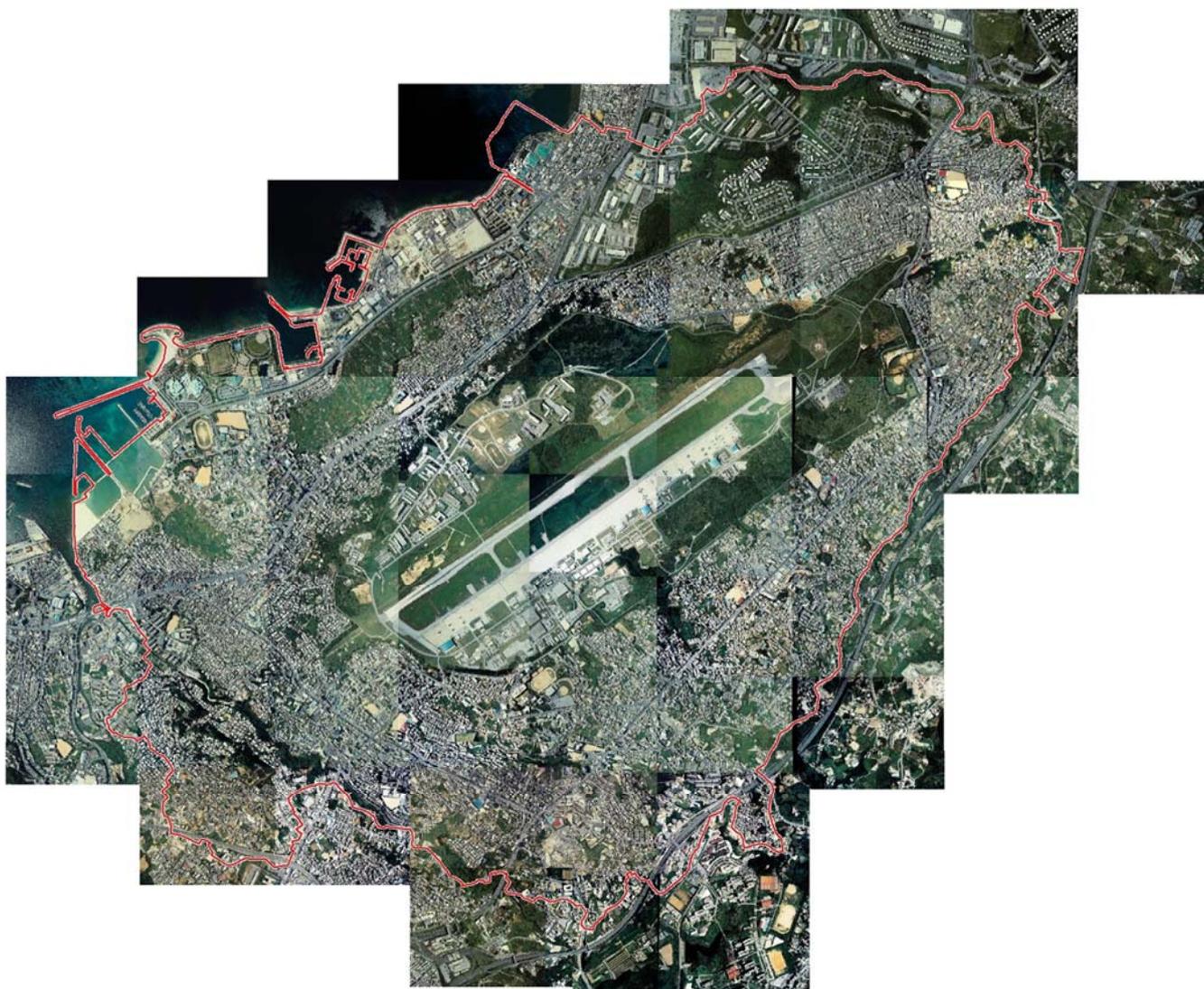
(1) 航空写真で見るとの経年変化

昭和 52 年 (1977 年)



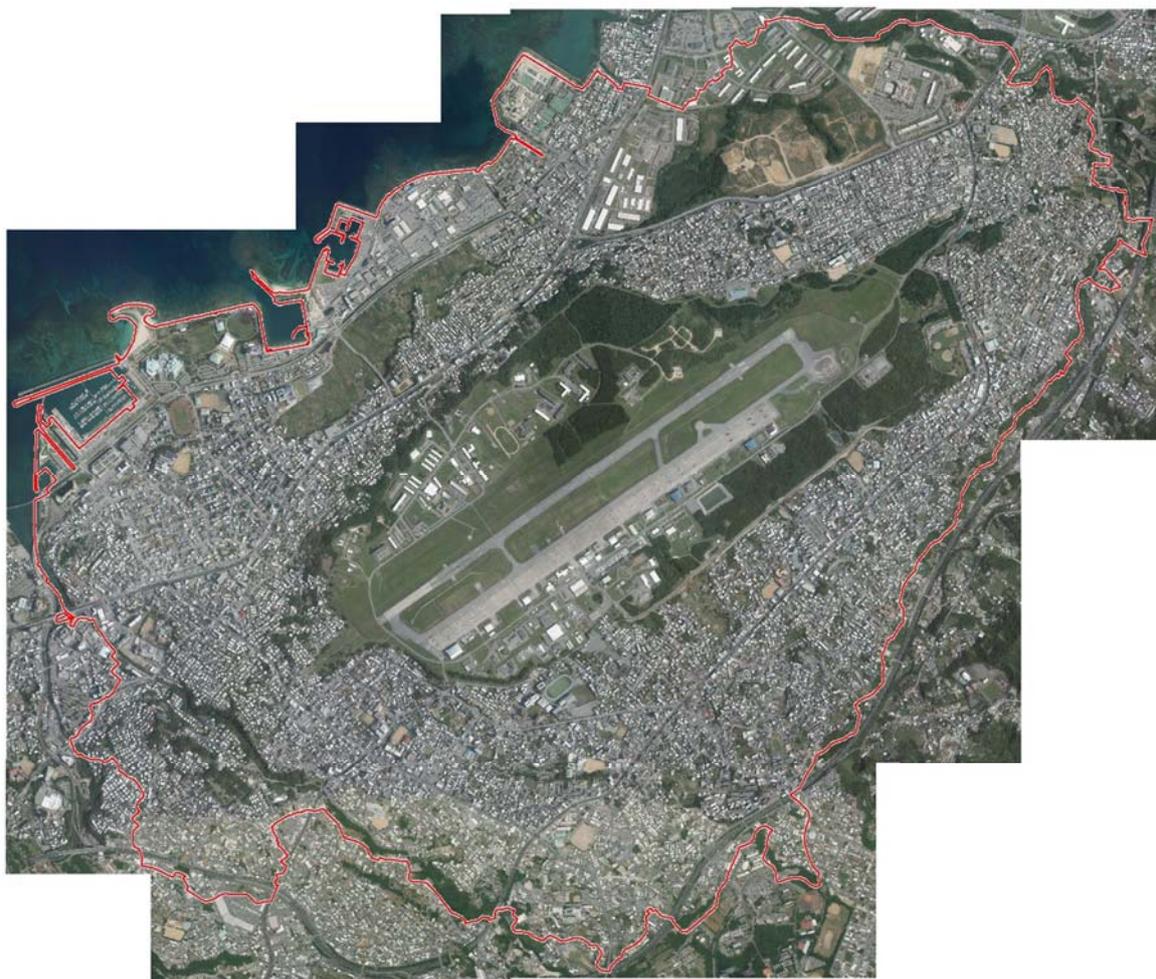
※赤線は、令和 3 年時点の行政界

平成 10 年 (1998 年)



※赤線は、令和 3 年時点の行政界

令和元年（2019年）



※赤線は、令和3年時点の行政界

(2) 緑被現況

右図の地区区分に基づき、地区別に緑被の状況を把握します。

農地、山林、原野等による緑被面積では、斜面緑地や大山田いも畑を含む西地区が最も多くなっています。

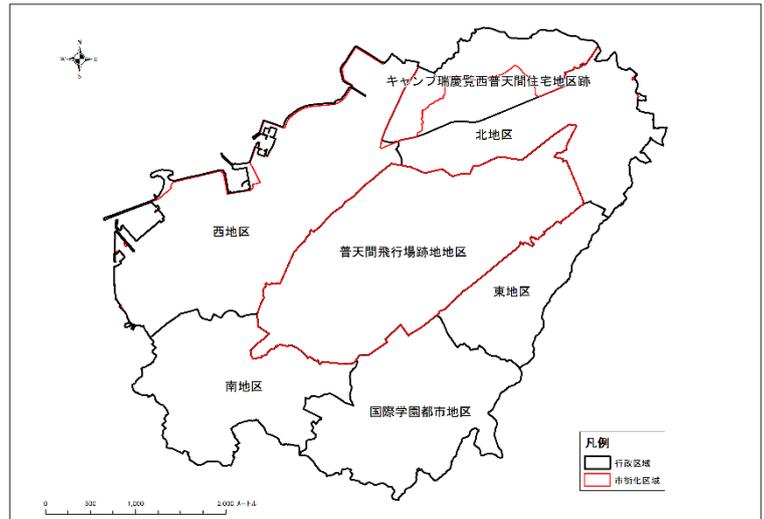


図 地区区分図

表 緑被現況

単位：ha

		市街地						基地跡地			総計
		国際学園都市地区	西地区	東地区	南地区	北地区	小計	キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区	普天間飛行場跡地地区	小計	
農地	市街化区域	15.0	19.5	5.8	4.2	4.2	48.7	0.0	0.0	0.0	48.7
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7
	合計	15.0	19.5	5.8	4.2	4.2	48.7	0.0	0.7	0.7	49.4
山林	市街化区域	15.2	20.7	5.5	16.8	11.0	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
	調整区域	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	3.7	3.7	4.4
	合計	15.2	21.3	5.5	16.8	11.0	69.8	0.0	3.7	3.7	73.6
原野・荒地・牧野	市街化区域	14.5	22.5	4.7	8.8	6.7	57.2	0.0	0.0	0.0	57.2
	調整区域	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	1.2	1.2	1.7
	合計	14.5	22.6	4.7	8.8	7.1	57.7	0.0	1.2	1.2	58.9
水面	市街化区域	0.2	0.5	0.0	1.4	0.2	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計	0.2	0.5	0.0	1.4	0.2	2.3	0.0	0.0	0.0	2.3
住宅・事業所等	市街化区域	24.9	24.9	12.6	24.1	14.2	100.6	0.0	0.0	0.0	100.6
	調整区域	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	0.1	1.3	1.3	2.6
	合計	24.9	26.2	12.6	24.1	14.2	101.9	0.1	1.3	1.3	103.2
公共空地	市街化区域	0.6	7.2	1.0	0.9	1.6	11.3	0.0	0.0	0.0	11.3
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3
	合計	0.6	7.2	1.0	0.9	1.6	11.3	0.0	0.3	0.3	11.6
公園・緑地	市街化区域	1.4	14.3	3.0	3.2	0.0	21.9	0.0	0.0	0.0	21.9
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	5.7	5.7
	合計	1.4	14.3	3.0	3.2	0.0	21.9	0.0	5.7	5.7	27.6
防衛用地	市街化区域	0.1	0.2	0.0	0.1	0.6	1.0	50.7	0.0	50.7	51.7
	調整区域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	328.2	369.2	369.2
	合計	0.1	0.2	0.0	0.1	0.6	1.0	91.7	328.2	419.9	420.9
その他の空地	市街化区域	3.6	5.5	1.9	4.3	2.9	18.1	0.0	0.0	0.0	18.1
	調整区域	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.5	0.5	0.8
	合計	3.6	5.8	1.9	4.3	2.9	18.4	0.0	0.5	0.5	18.9
合計	市街化区域	75.4	115.3	34.5	63.6	41.4	330.2	50.7	0.0	50.7	380.9
	調整区域	0.0	2.3	0.0	0.0	0.5	2.8	41.0	341.7	382.7	385.5
	合計	75.4	117.6	34.5	63.6	41.9	333.0	91.7	341.7	433.4	766.4

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料：宜野湾市みどりの風景づくり推進事業調査業務報告書（令和2年3月）

(3) 公園・緑地等現況

① 都市公園

本市には、51の公園（運動公園1箇所、地区公園3箇所、近隣公園8箇所、街区公園38箇所、都市緑地1箇所）が位置づけられており、供用面積の合計は39.7haとなっています。大規模公園として、運動公園である「宜野湾海浜公園」、地区公園である「森川公園」、「比屋良川公園」（一部供用）、「いこいの市民パーク」が整備され、いずれも供用開始されています。

表 資-1 公園別の整備状況

	名 称	種別	計画面積 (ha)	供用開始面積 (m ²)	供用開始年月日
1	伊佐児童公園	街区公園	0.35	3,533	昭和51年11月12日
2	ながつき児童公園	街区公園	0.25	453	昭和59年7月2日
3	あらしろ児童公園	街区公園	0.16	866	昭和59年7月2日
4	伊佐浜児童公園	街区公園	0.56		未整備（長期整備）
5	伊佐第三公園	街区公園	0.56		未整備（長期整備）
6	礼泉児童公園	街区公園	0.40		未整備（長期整備）
7	きさらぎ児童公園	街区公園	0.34	3,442	昭和54年3月17日
8	あすなろ児童公園	街区公園	0.32	3,240	昭和59年7月2日
9	まつのおか児童公園	街区公園	0.32	3,242	昭和57年10月19日
10	伊佐第二児童公園	街区公園	0.50	5,000	昭和58年4月11日
11	ゆうひ児童公園	街区公園	0.20	2,021	昭和59年7月2日
12	ガジュマル児童公園	街区公園	0.28	2,800	昭和57年9月16日
13	ゆうな児童公園	街区公園	0.24	2,413	平成2年7月1日
14	あだん児童公園	街区公園	0.24	2,490	平成2年7月1日
15	わかたけ児童公園	街区公園	0.38	3,869	平成元年7月1日
16	ましき児童公園	街区公園	0.33	3,317	平成元年7月1日
17	いすのき児童公園	街区公園	0.20	2,000	昭和61年9月1日
18	がねこ児童公園	街区公園	0.12	1,212	平成2年7月1日
19	ながた児童公園	街区公園	0.31	3,194	昭和63年4月24日
20	シーサー児童公園	街区公園	0.16	1,599	昭和61年9月1日
21	ふてんま児童公園	街区公園	0.29	2,892	平成6年4月27日
22	まえはら児童公園	街区公園	0.17	1,737	平成4年4月25日
23	おおぶき児童公園	街区公園	0.14	1,400	平成9年4月18日
24	ぐんばる児童公園	街区公園	0.20	2,000	平成13年4月27日
25	うえはら児童公園	街区公園	0.25	2,500	平成2年7月1日
26	あかみち児童公園	街区公園	0.20	2,079	平成6年4月20日
27	ひがし児童公園	街区公園	0.08	835	平成4年4月25日
28	まつぼっくり公園	街区公園	0.60	6,000	平成8年4月18日
29	ていーちがー公園	街区公園	0.35		令和3年度整備予定
30	しちやばる公園	街区公園	0.25	2,500	令和3年8月6日
31	かにくぼる公園	街区公園	0.29		令和5年度整備予定
32	かたばる公園	街区公園	0.26	2,650	平成22年3月30日
33	ちゅんなー公園	街区公園	0.18	1,793	平成15年5月1日
34	しまし公園	街区公園	0.16	1,600	平成16年4月27日
35	佐真下1号公園	街区公園	0.13		未整備（中期整備）
36	佐真下2号公園	街区公園	0.15		未整備（中期整備）

	名 称	種別	計画面積 (ha)	供用開始面積 (m ²)	供用開始年月日
37	佐真下 3 号公園	街区公園	0.22	2,200	令和 3 年 4 月 28 日
38	上大謝名公園	街区公園	0.34	3,430	平成 29 年 8 月 1 日
39	野嵩第一公園	近隣公園	3.40	11,640	平成 8 年 4 月 25 日 一部供用開始 (中期整備)
40	野嵩第二公園	近隣公園	2.80		未整備 (長期整備)
41	神宮公園	近隣公園	0.46		未整備 (長期整備)
42	喜友名公園	近隣公園	1.20		未整備 (中期整備)
43	ウシナー公園	近隣公園	1.80		未整備 (長期整備)
44	貝塚公園	近隣公園	0.80		未整備 (長期整備)
45	嘉数高台公園	近隣公園	3.60	33,734	昭和 59 年 7 月 2 日
46	佐真下公園	近隣公園	1.01	6,700	平成 3 年 4 月 1 日
47	森川公園	地区公園	4.60	41,722	昭和 62 年 10 月 1 日
48	比屋良川公園	地区公園	8.00	19,471	平成 19 年 4 月 1 日 一部供用開始 (中期整備)
49	いこいの市民パーク	地区公園	4.70	46,981	平成 21 年 3 月 31 日
50	宜野湾海浜公園	運動公園	15.80	158,000	平成 10 年 4 月 13 日
51	嘉数都市緑地 (青空公園)	都市緑地	0.06	563	平成 22 年 12 月 21 日
合計			58.71	397,118	

資料：公園台帳（令和 3 年 9 月）

② その他の公園

本市には、都市公園のほかに、住宅供給公社からの移管による公園が 7 箇所、開発による公園が 13 箇所、区画整理等による緑地帯が 13 箇所、その他公園・遊歩道が 3 箇所整備されており、供用面積の合計は 13,930 m²（約 1.4ha）となっています。

表 資-2 その他の公園の状況

	供用開始済	
	箇所数	面積 (m ²)
住宅供給公社移管による公園	7	3,371
開発による公園	13	3,097
区画整理等による緑地帯	13	4,899
その他公園・遊歩道	3	2,563
合 計	36	13,930

資料：宜野湾市海浜公園等指定管理者施設一覧表（平成 31 年 3 月）

表 資-3 住宅供給公社移管による公園の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	大山団地 JP	大山 6-2768-32	567
2	大謝名 JP	大謝名 1-7-28	328
3	我如古 JP	我如古 3-730-25	649
4	志真志 JP1	志真志 2-384-1	1,320
5	志真志 JP2	志真志 2-384-11	99
6	志真志 JP3	志真志 2-386-7	28
7	愛知団地 JP	愛知 121-10	380 (図上計測)

表 資-4 開発による公園の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	志真志 DP1	志真志 3-6	181
2	志真志 DP2	志真志 3-12	406
3	志真志 DP3	志真志 4 丁目 198 番 20	172
4	長田 DP1	長田 1-6	166
5	長田 DP2	長田 3-34	308
6	長田 DP3	長田 3-13	121
7	長田 DP4	長田 1-18	239
8	長田 DP5	長田 3-14	35
9	真栄原 DP1	真栄原 2-18	164
10	真栄原 DP2	真栄原 1-18	418
11	佐真下 DP	佐真下 115-1	544
12	喜友名 DP	喜友名 2-9	150
13	愛知 DP	愛知 425-4	193

表 資-5 区画整理等による緑地帯の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	真志喜 GP1	真志喜 2-58	424
2	真志喜 GP2	真志喜 3-60	604
3	真志喜 GP3	真志喜 2-40、50	93
4	宇地泊 GP1	宇地泊 558-6	400
5	宇地泊 GP2	宇地泊 553、554	1,069
6	宇地泊 GP3	宇地泊	1,294
7	宇地泊 GP4	宇地泊	63
8	宇地泊 GP5	宇地泊	176
9	我如古 GP1	宜野湾市我如古 4 丁目 598 番地	88
10	我如古 GP2	宜野湾市我如古 4 丁目 614 番地	39
11	我如古 GP3	宜野湾市我如古 4 丁目 610 番地	62
12	我如古 GP4	宜野湾市我如古 4 丁目 620 番地	219
13	西門原ポケットパーク GP	野嵩 2-22	368

表 資-6 その他公園・遊歩道の整備状況

	名 称	所在地	供用開始面積(m ²)
1	真志喜ミニポケットパーク PP1	真志喜 2-58	150
2	真志喜ポケットパーク PP2	真志喜 31-9	601
3	ガジュマル遊歩道 PP	宇地泊 557-18	1,812

資料：宜野湾市 施設一覧（施設管理課提供資料）

③ 公共施設緑地

市内の主な公共施設緑地としては、宜野湾港マリーナや公立学校のオープンスペース、公共グラウンド等の計 32.4ha があげられます。

表 資-7 公共施設緑地の状況

名 称		面積(ha)	備 考
公立学校 オープン スペース	大山小学校グラウンド	0.9	図上計測
	志真志小学校グラウンド	0.9	図上計測
	嘉数小学校グラウンド	0.6	図上計測
	大謝名小学校グラウンド	0.8	図上計測
	普天間小学校・普天間高等学校グラウンド	1.9	図上計測
	宜野湾小学校グラウンド	0.6	図上計測
	長田小学校グラウンド	0.8	図上計測
	普天間二小学校グラウンド	0.8	図上計測
	はごろも小学校グラウンド	0.8	図上計測
	中部商業高等学校グラウンド	1.8	図上計測
	嘉数中学校グラウンド	0.8	図上計測
	宜野湾中学校グラウンド	0.9	図上計測
	普天間中学校グラウンド	0.8	図上計測
	真志喜中学校グラウンド	1.1	図上計測
宜野湾高等学校グラウンド	1.9	図上計測	
公共 グラウンド等	市立グラウンド	2.5	図上計測
	市立野球場	2.0	図上計測
	沖縄国立病院グラウンド	0.6	図上計測
宜野湾港マリーナ		4.0	都市計画基礎調査調書
その他公共施設内緑化地		7.9	図上計測
合 計		32.4	

資料：沖縄県都市計画基礎調査（平成 30 年度）、航空写真、図上計測

※図上計測は、敷地面積のうち、構造物やアスファルトなどの人工被覆を除いた面積